

上手に払おう国民年金

4月から平成28年3月までの国民年金保険料は、月額1万5590円です。国民年金の保険料は、今後の賃金上昇率などで変化します。平成29年度まで毎年段階的に引き上げられる予定です。

問い合わせ先

▽東福岡年金事務所
0962(651)7967

▽市役所市民課国民年金係 ☎(36)1128

平成27年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構(東福岡年金事務所)が4月上旬、平成27年度の「国民年金保険料納付案内書」を送付します。3月時点で国民年金の第1号被保険者(任意加入含む)となっている人が対象です。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、破棄してください。

申請先
▽東福岡年金事務所
▽市役所市民課国民年金係(本館1階・4番窓口)

特例や免除・猶予制度

申請先

▽東福岡年金事務所
▽市役所市民課国民年金係(本館1階・4番窓口)

【学生納付特例の申請】

20歳以上の学生で、本人

在学証明書など

③印鑑(本人が申請する場合は不要)

④代理人が申請する場合は、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの、別住所の場合は委任状

の前年所得が一定額以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。平成26年度に申請して特例が承認されたのは、平成27年3月分までです。



【所得審査の対象者と申請期間】			
	学生納付特例申請	免除申請(学生でない人)	若年者納付猶予申請(学生でない人で30歳未満の人)
対象者	学生本人のみ	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者
申請期間	申請月の2年1月前分まで申請可 *平成27年7月以降の免除申請、若年者納付猶予申請は7月1日(水)以降に受付開始		

【免除・若年者納付猶予申請】

学生でない人の免除・若年者納付猶予申請の場合、平成26年7月以降に申請して承認されたのは、平成27年6月分までです。7月以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日(水)以降に再度申請してください(継続申請が承認された人は除く)。

持参品
①基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や保険料納付案内書など)

②印鑑(本人が申請する場合は不要)

③会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

④代理人が申請する場合は、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの、別住所の場合は委任状



市から

4月から「10カ月すくすく相談会」を開催

日程 4月8日(水)

【内容/時間】

▽受付 午後1時30分~同1時45分

*受付順に体重測定と育児相談(個別)

▽講義 同2時~同3時30分/離乳食、生活リズム、乳歯の保健、歌遊び、メディアの話など

●会場 河東コミセン

*乳幼児の健康診査とは別に、月に1回開催。5月以降の詳細は市広報紙毎月1日号の「ほけん」で確認を

●対象 生後10カ月の子ども

●各月の対象者へ個別通知

●持参品 母子健康手帳、問診表、バスタオル、赤ちゃん用スプーン(試食用)

●問い合わせ先 子ども家庭課 子ども保健係 ☎(36)1365

【母子父子寡婦福祉資金貸付】

●内容 県が、母子・父子家庭、寡婦の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸し付けを実施

●対象 母子・父子家庭の母か父、その母か父に扶養されている児童、かつて母子家庭の母だった市民

*詳細は問い合わせを

●問い合わせ先 子ども家庭課 子ども保健係 ☎(36)1151

【自立支援教育訓練給付金】

●内容 就職につながる能力開発のために受講した、教育訓練講座の受講料を助成

●対象 20歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の母か父で、次の全ての要件を満たす市民

▽児童扶養手当受給対象の所得水準の人

▽雇用保険教育訓練給付金の受給資格がない人

●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で、事前に市長から指定を受けた講座

●支給額 受講料の2割

【高等職業訓練促進給付金】(上限10万円)

●内容 就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合の経済的支援を実施

●対象 20歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の母か父で、次の全ての要件を満たす市民

▽児童扶養手当受給対象の所得水準の人

▽看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士のいずれかの資格取得のため、2年以上修業予定の人

●支給額 平成24年度以降に養成機関に入学し、修業中の人が属している世帯

▽市町村民税非課税世帯 月額10万円

▽市町村民税課税世帯 月額7万5000円

●支給期間(申請をした月から支給)

▽平成24年度に養成機関に入学し修業している人 3年を限度

▽平成25年度以降に養成機関に入学し修業している人 2年を限度

*詳細は問い合わせを

●問い合わせ先 子ども家庭課 子ども保健係 ☎(36)1151

【ひとり親家庭への日常生活支援と福祉資金貸付事業】
●ひとり親家庭等 日常生活支援
●内容 市では、技能習得のための通学や、疾病などで、一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
●対象 母子・父子家庭、寡婦(かつて母子家庭の母だった人)の市民

【ひとり親家庭への日常生活支援と福祉資金貸付事業】
●ひとり親家庭等 日常生活支援
●内容 市では、技能習得のための通学や、疾病などで、一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
●対象 母子・父子家庭、寡婦(かつて母子家庭の母だった人)の市民

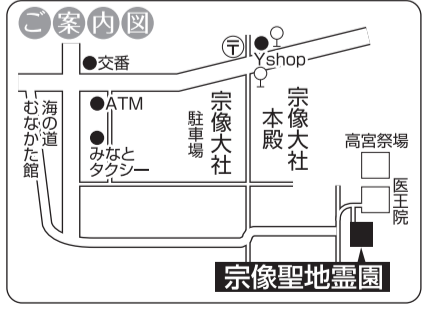
【ひとり親家庭への日常生活支援と福祉資金貸付事業】
●ひとり親家庭等 日常生活支援
●内容 市では、技能習得のための通学や、疾病などで、一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
●対象 母子・父子家庭、寡婦(かつて母子家庭の母だった人)の市民

【ひとり親家庭への日常生活支援と福祉資金貸付事業】
●ひとり親家庭等 日常生活支援
●内容 市では、技能習得のための通学や、疾病などで、一時的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
●対象 母子・父子家庭、寡婦(かつて母子家庭の母だった人)の市民

お申し込みお問い合わせは ☎0940-62-1566



墓地代(永代使用料)1区画
1.8㎡ 144,000円
2.35㎡ 188,000円
3.3㎡ 264,000円
※表示は管理費抜きの価格です。



医王院 宗像聖地霊園
宗像大社高宮祭場横
当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。承継者がいない方でも安心して申し込みます。
●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●交通:西鉄・宗像大社前バス停徒歩10分 ●経営許可番号:18宗環第86号